

子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年一月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十二号

子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 臨時代理

国務大臣 山口 俊一